

公立大学法人高崎経済大学職員懲戒規程

平成 23 年度
規程第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学職員就業規則（平成 23 年度規程第 24 号。以下「就業規則」という。）第 62 条第 3 項の規定により、公立大学法人高崎経済大学職員の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒処分の基準)

第 2 条 理事長は、戒告、減給、停職、諭旨解雇又は懲戒解雇（以下「懲戒処分」という。）を行うときは、次に掲げる事項を総合的に考慮し、別に定める非違行為の区分に応じ定めた懲戒処分の種類を参考にして、適正に判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意、過失その他非違行為実行時における当該非違行為を行った職員の責任の度合い
- (3) 非違行為を行った職員の職責及び職責と非違行為との関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去における非違行為の有無
- (6) 日常の勤務態度、勤務成績及び非違行為の前後における勤務態度

(懲戒処分の手続)

第 3 条 懲戒処分は、その内容及び理由を記載した懲戒処分書を当該職員に交付して行う。

- 2 懲戒処分の決定は理事会の議に基づき、理事長が行う。
- 3 教員にかかる懲戒処分を審査する場合において、学部長は当該学部の教授会の意見を聴いて理事会に意見を述べることができる。
- 4 前項の規定により学部長から意見の提出があった場合は、理事会はその意見に配慮して審査するものとする。

(事案の報告及び懲戒の審査)

第 4 条 所属長は、所属する職員に懲戒事由に該当するおそれのある事実が発生したときは、速やかに事実関係を調査するとともに、その調査の結果を理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告に基づき、懲戒に該当する非違行為があると思料するときは、理事会に報告するものとする。

3 理事会は、前項の報告があったときは、速やかにその事案に係る事実の確認を行うとともに、懲戒処分の要否及び量定等について審査するものとする。

(審査の手續)

第5条 理事会は、前条第3項の審査に際しては、審査の対象となる職員に対し、口頭又は書面による弁明の機会を与えなければならない。

2 理事会は、審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴取することができる。

(懲戒処分の効力)

第6条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を職員に交付したときに発生するものとする。

2 理事長は、懲戒処分書を職員に直接交付しなければならない。ただし、直接交付することができない場合は、配達証明郵便等確実な方法により送達する。

3 前項ただし書きの場合において、書面を受け取る者の所在を知ることができないときは、その旨並びに当該書面に記載された事項を法人が定める公告の方法をもって交付に代えることができる。

(停職の期間)

第7条 就業規則第62条第1項第3号に規定する停職の期間は、日又は月を単位として定め、勤務を要しない日を算入して期間の計算を行うものとする。

(損害賠償等との関係)

第8条 故意又は重大な過失によって法人に損害を与えたときの損害賠償又は不当利得の返還は、懲戒処分によって免除されない。

(処分決定までの措置)

第9条 懲戒処分に関する事実を調査し、又は審査するため、当該職員が出勤することが適当でないと理事長が認める場合は、懲戒処分の決定に至るまでの間、当該職員を自宅に待機させることができる。

(懲戒処分の公表)

第10条 理事長は、懲戒処分を行った場合は、当該処分に係る事案及び処分についての概要等を公表するものとする。

(解雇の手續)

第11条 第3条から第6条までの規定は、理事長が就業規則第23条及び公立大学法人高崎経済大学有期雇用職員就業規則（平成23年度規程第25号）第13条に

規定する解雇を命じる場合に準用する。この場合において、第3条から第6条中「懲戒処分」とあるのは「解雇」と読み替えるものとする。

(降任の手續)

第12条 第3条から第6条までの規定は、理事長が就業規則第12条第2項に規定する降任を命じる場合に準用する。この場合において、第3条から第6条中「懲戒処分」とあるのは「降任」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、懲戒その他職員の不利益処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、公立大学法人高崎経済大学への職員の引継ぎに関する条例（平成23年高崎市条例第19号）により法人の職員となった者に対し、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年高崎市告示第120号）に基づきなされた懲戒処分等のうち、その効果が施行日以降に及ぶものについては、この規程に基づくものとみなす。